



平成27年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社みんなのウェディング
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO 石渡 進介
(コード番号：3685 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 C F O 百 鬼 弘
(TEL. 03-3549-0260)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議（以下、「本決議」という。）いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 目的

本新株予約権は、当社の業績及び企業価値の向上を目指すにあたり、取締役はもとより、従業員にも経営への参画意識を持たせ、より一層の意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対し本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の数は、本日現在の発行済株式総数7,626,300株の6.2%に相当します。しかしながら、本新株予約権の発行は、取締役及び従業員の業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的としており、過去の業績推移（平成26年9月期EBITDA 3.8億円、平成27年9月期 EBITDA 2.7億円）に比して相当程度高い業績目標（EBITDA 10.0億円以上）の達成を行使条件としてあらかじめ定めております。このため、本新株予約権の発行は、将来における当社の業績及び企業価値の向上に資するものであり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲にとどまるものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

4,750 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式475,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報及び業績推移等を考慮し、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算出した公正価格（新株予約権1個当たり100円）を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,374円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年1月1日から平成32年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、平成28年9月期、平成29年9月期または平成30年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出する EBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使するこ

とができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（ウ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

（ア）平成 30 年 9 月期の有価証券報告書が提出されたときに上記①に掲げる行使条件が充たされなかった場合。

（イ）新株予約権者が、当社または当社の親会社、子会社、関連会社若しくはその他の関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（ウ）新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

（エ）新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

（オ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

（カ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

（ア）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。

（イ）本新株予約権を 1 個未満で行使する場合。

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 12 月 25 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。

（3）当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が 25 名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（1）に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（2）に準じて決定する。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

- 上記3. (3)に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記5. に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本6. に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成27年12月25日
9. 申込期日
平成27年12月17日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|-------|------|--------|
| 当社取締役 | 4名 | 1,600個 |
| 当社従業員 | 108名 | 3,150個 |

以上